

2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。

（資料第 6－14 参照）

（1）EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援（資料第 6－15～第 6－17 参照）

インドネシア、フィリピン、ベトナムの 3 カ国から、これまで 5,063 名の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、985 名が資格を取得している。（令和元年 10 月 1 日現在）

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

（i）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 23.5 万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1 受入れ施設当たり 8 万円以内）。

更に、平成 28 年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者 1 人当たり年間 9.5 万円以内）。

（ii）外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国 2 年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削

指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和2年度の受入れスケジュール

令和2年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠（※）となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

今後、EPA介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和2年6月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

（2）在留資格「介護」による受入れについて（資料第6-18及び第6-19参照）

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布され、平成29年9月1日から施行された。

これに伴い、外国人留学生の増加による介護福祉士修学資金等貸付金のニーズがより高まることで、貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、令和元年度補正予算（案）において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（5.2億円）を図る内容を盛り込み、本事業が今後とも安定的に継続できるよう対応を行った。

なお、出入国在留管理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることと

されたことを受け、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正することとしている。本件に関する法務省令案は、現在パブリック・コメントの手続き（令和元年12月26日～令和2年1月24日）が実施されているところであり、本法務省令の改正内容については追って周知する。

（３）技能実習制度（介護職種）による受入れについて（資料第6-20～第6-23 参照）

平成29年11月1日に技能実習制度に介護職種が追加された。令和元年11月30日現在、介護職種における技能実習計画の申請件数は8,249件、認定件数は6,719件となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み・・・について検討する」とされたところであり、同方針に基づきパブリック・コメント等の手続きを経て、平成31年3月29日に告示を改正した。改正告示では、EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、「介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること」及び「技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと」の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4程度であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能としたところである。

（４）特定技能による受入れについて（資料第6-24～第6-27 参照）

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくため、新たな在留資格「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成30年12月に成立・公布され、平成31年4月1日から施行された。介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人人材の受入れを進めていくこととしている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を修了した者については、特定技能1号への移行に当たり試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びEPA介護福祉士候補者としての在留期間（4年間）を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり試験を免除される。

平成31年4月から介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、令和元年12月までに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）、国内（東京、大阪）で試験を実施した。今後、海外では、上記の国に加え、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーのうち独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国や、国内では東京、大阪に加えて全国各地での試験実施を検討している。

また、令和元年11月30日現在、介護技能評価試験の受験者数は2,634名（うち合格者数は1,254名）、介護日本語評価試験の受験者数は2,612名（うち合格者数は1,285名）となっている。

なお、令和2年度予算案では、新規事業として「外国人介護人材受入促進事業」を実施する予定である。本事業では、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保していく。海外・国内での試験実施や海外に向けた日本の介護のPRをはじめ、特定技能外国人の受入れが円滑に進むよう、引き続き、必要な取組を推進していく。

（5）「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について（資料第6-28～第6-33参照）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外から外国人介護人材の受入れ促進を目的としたPRの取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、全国各地での相談・交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

上記ウ（外国人介護人材受入支援事業）は、都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものである。令和2年度予算案では、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う講師の養成や、技能実習生や1号特定技能外国人を雇用（予定を含む）する介護施設等で技術指導を行う職員を対象にした研修を実施するために必要な経費についても補助対象にする予定である。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、上記エ（介護の日本語学習支援等事業）においては、これまで介護の日本語テキストの作成、自己学習のためのWEBコンテンツの開発等を行い、令和元年度には、これらの取組に加えて特定技能評価試験のための学習テキストを作成・公表を行った

ところ（日本語版は令和元年 10 月に公表、英語等 9 言語の翻訳版は令和 2 年 3 月末に公表予定）である。上記オ（外国人介護人材相談支援事業）においては、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS 等により、助言及び情報提供等ができる体制を整備するとともに、全国 7 か所において外国人介護人材のための相談・交流会を開催しているところである。

令和 2 年度予算案においても、引き続き、外国人介護人材の介護の日本語学習環境及び相談体制を推進する。

（６）地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（資料第 6－34～第 6－36 参照）

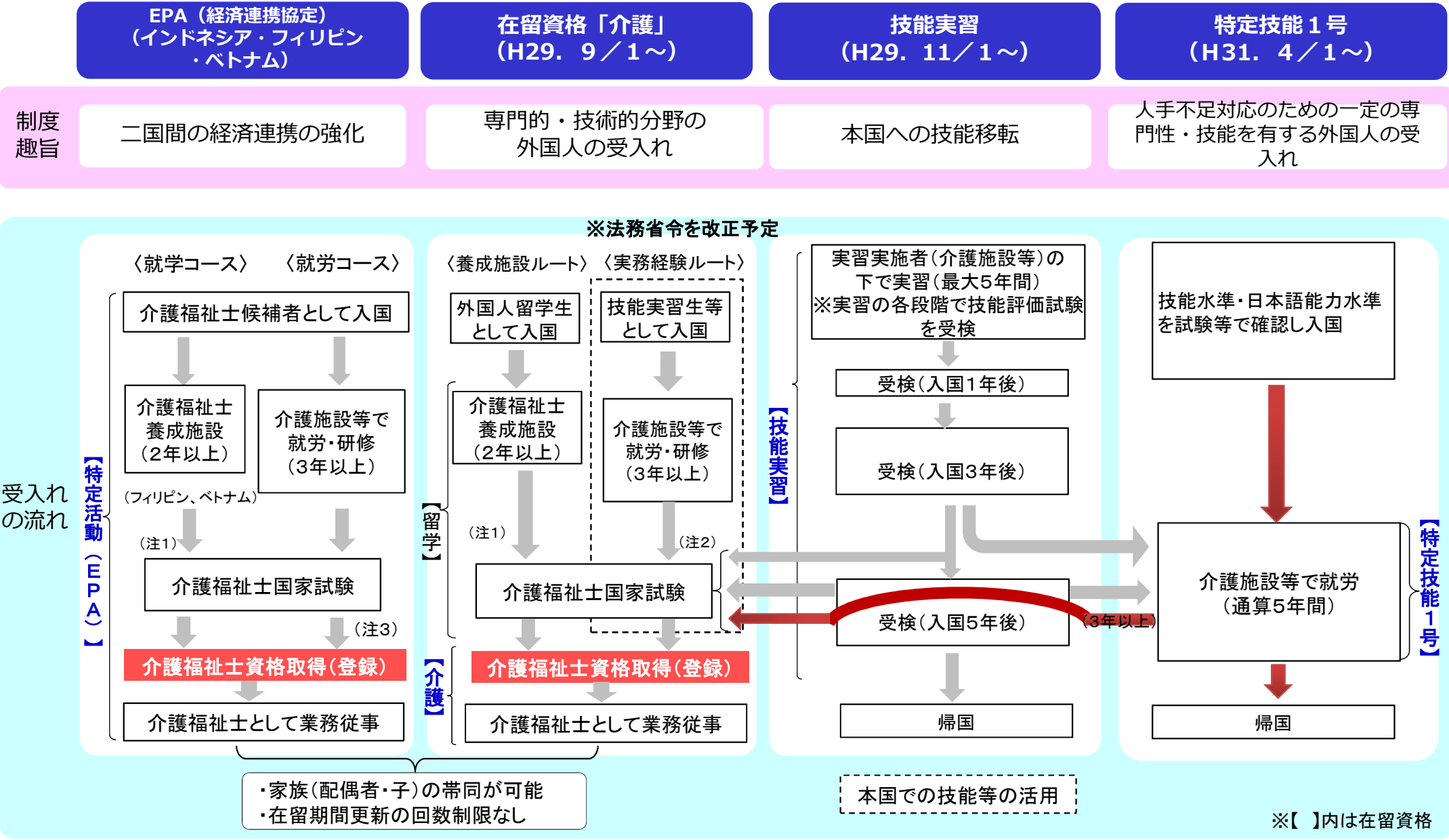
平成 30 年度に地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する事業を創設したところである。また、同年度、留学生の受入れを円滑に進めるため介護福祉士養成施設への留学を希望する者と介護施設等とのマッチング支援を行う事業を創設し、平成 31 年度からマッチング支援の対象として特定技能も加えたところである。

また、令和 2 年度予算案では、同基金において新たに「介護職員の宿舍施設整備」（介護施設等の整備分）及び「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（介護従事者の確保分）を創設する予定である。「介護職員の宿舍施設整備」は、外国人を含む介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員用の宿舍を整備する費用の一部（1 宿舍あたり 1/3）を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備するものである。「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」は、外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成するものである。具体的には、外国人介護人材を雇用する（予定を含む）介護施設等を対象に、①コミュニケーション支援（日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組）、②資格取得支援・生活支援（外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組）にかかる費用、介護福祉士養成施設等を対象に、③教員の

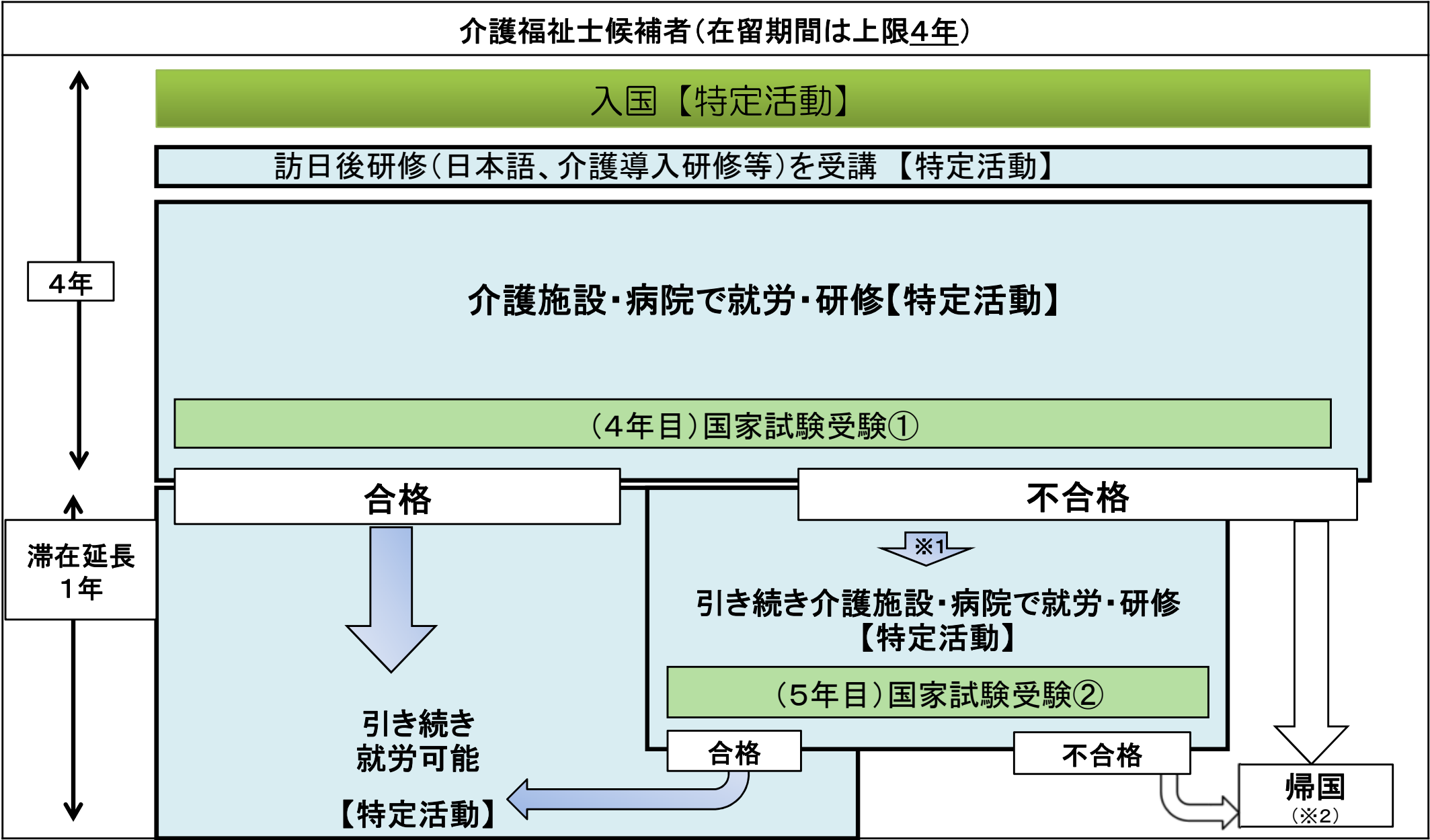
質の向上支援（介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組）にかかる費用を助成するものである。①及び②の取組にかかる介護施設等への助成は、1施設等あたり補助上限額は30万円、補助率は2/3とする予定である。事業の詳細は別途通知でお示しする予定である。

上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

外国人介護人材受入れの仕組み



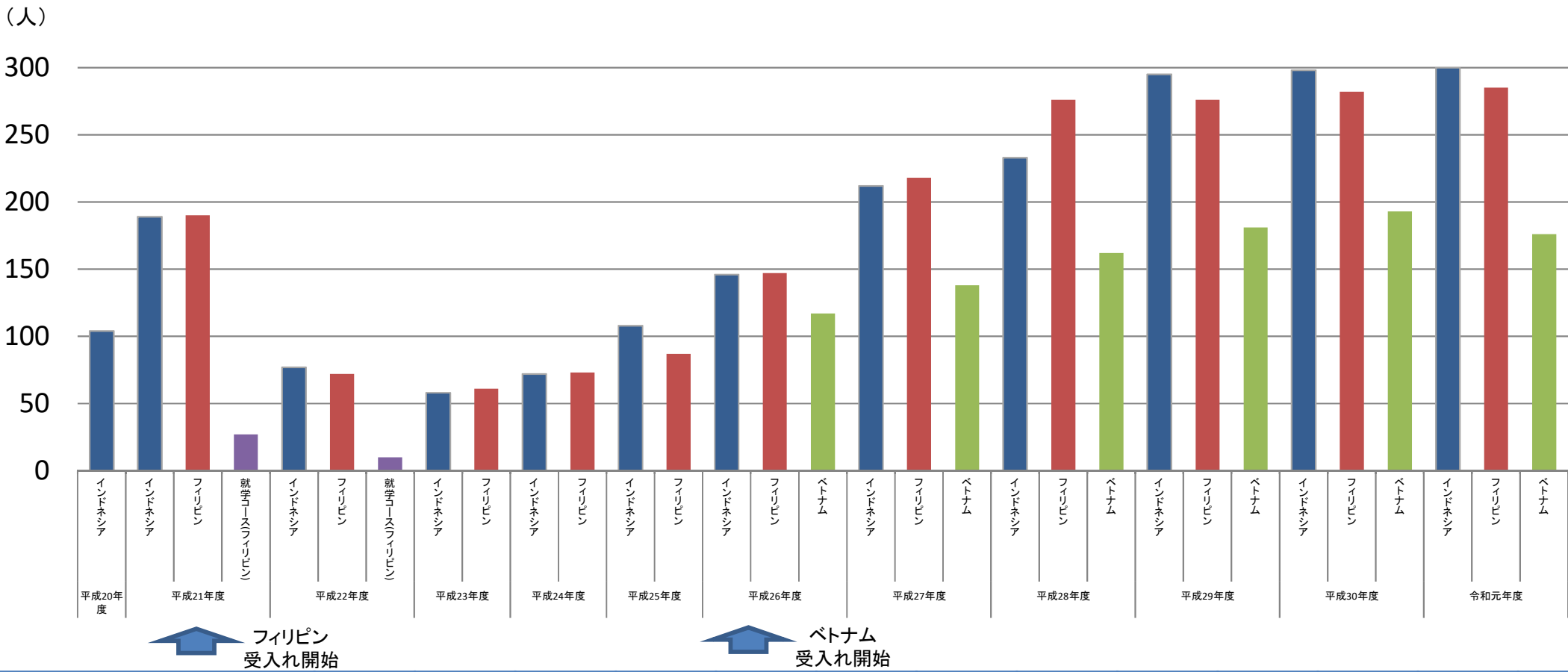
経済連携協定に基づく受入れの枠組（介護：入国以降）



（※1）一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
（平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月の閣議決定による。）
（※2）帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
注）【 】内は在留資格を示す。

介護福祉士候補者受入れ人数の推移

OEPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は5,000人超。



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	累計
介護	インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	2,092
	フィリピン(就労)	－	190	72	61	73	87	147	218	276	276	282	285	1,967
	ベトナム	－	－	－	－	－	－	117	138	162	181	193	176	967
	合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	773	761	5,026
	フィリピン(就学)	－	27	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年（インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初は2年間で600人）。
※ フィリピン就学コースは平成23年度以降送り出しが行われておらず、ベトナムは平成26年度の受入れ開始当初から送り出しが行われていない。

背景

- 要介護者 608万人（H27年度）
- 介護従事者 183万人（H27年度）
- 今後の需要 H37年度に約250万人必要

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

現在、介護福祉士養成施設（＝大学、専門学校等）の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就けない。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革
外国人が日本で活躍できる社会へ

（持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討）

○ 我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

（参考）
介護福祉士登録者数
139.8万人（H27年度）
介護福祉士養成施設数
379校（H27年4月）

（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となる。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

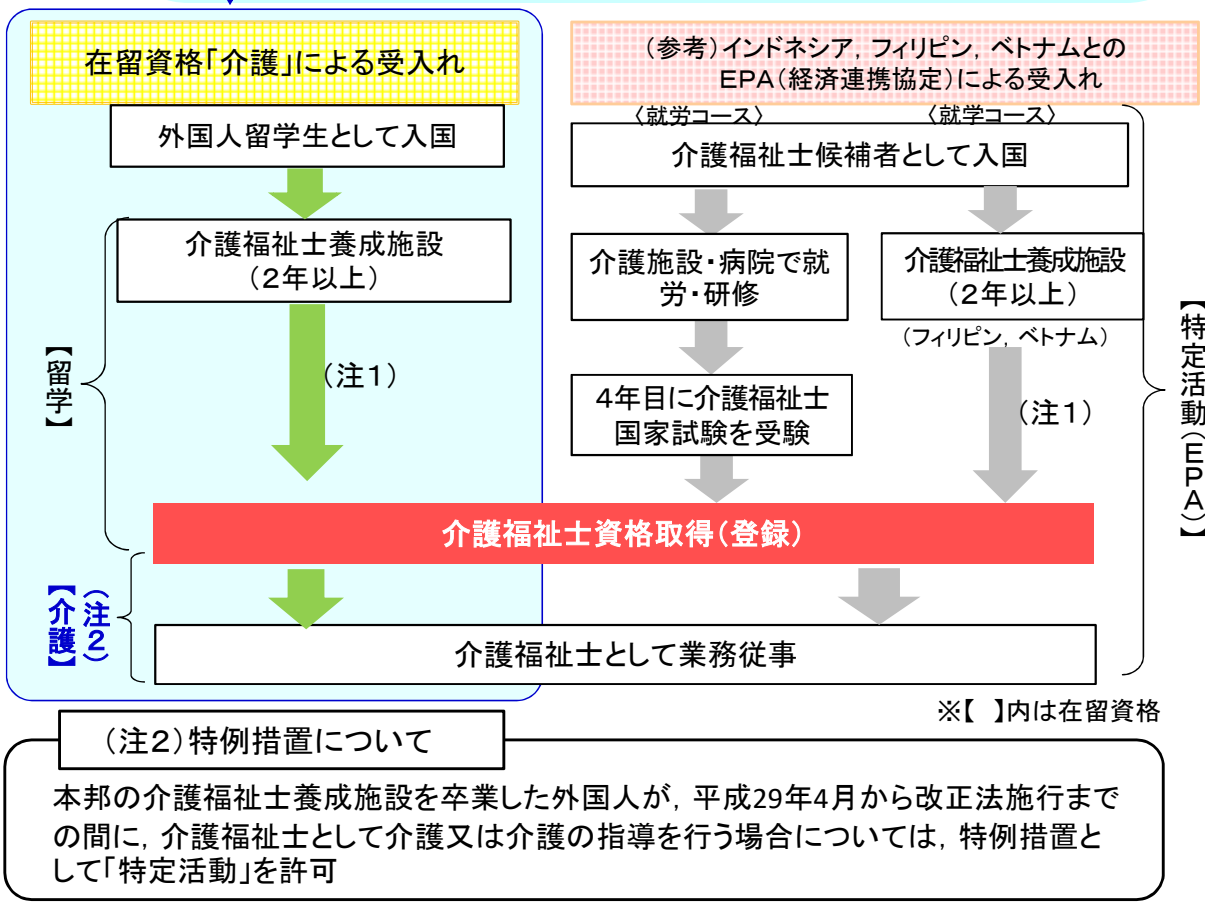
在留資格「介護」の創設

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動



現状

- 本邦の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した者（養成施設ルート）に、在留資格「介護」を決定



見直しの方向性

- 養成施設ルート以外にも、実務経験ルートで介護福祉士の資格を取得した者にも、在留資格「介護」を決定

「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）における関連記載

- アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格（介護）を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。

（参考）現行法令

○出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

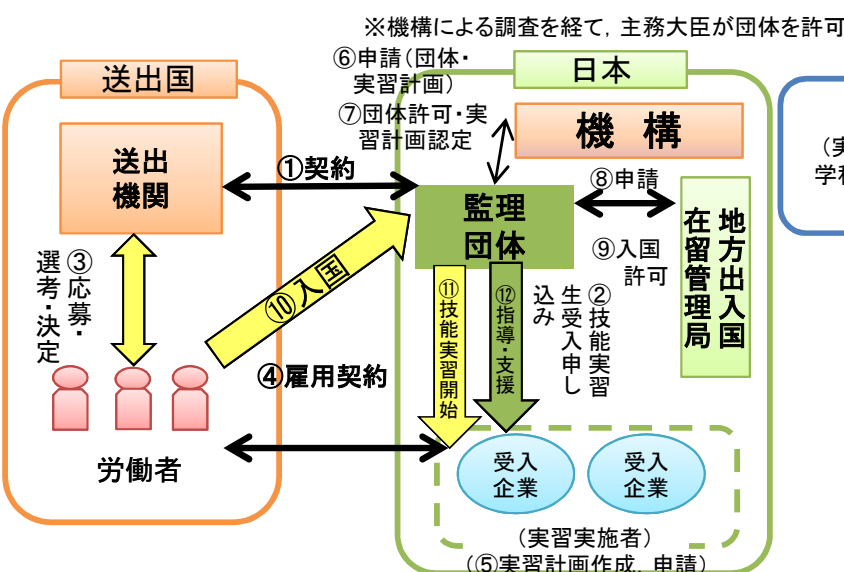
○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活動	基準
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

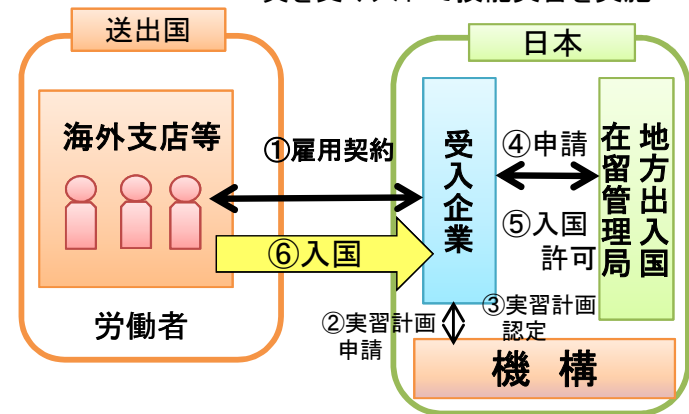
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。
※平成30年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

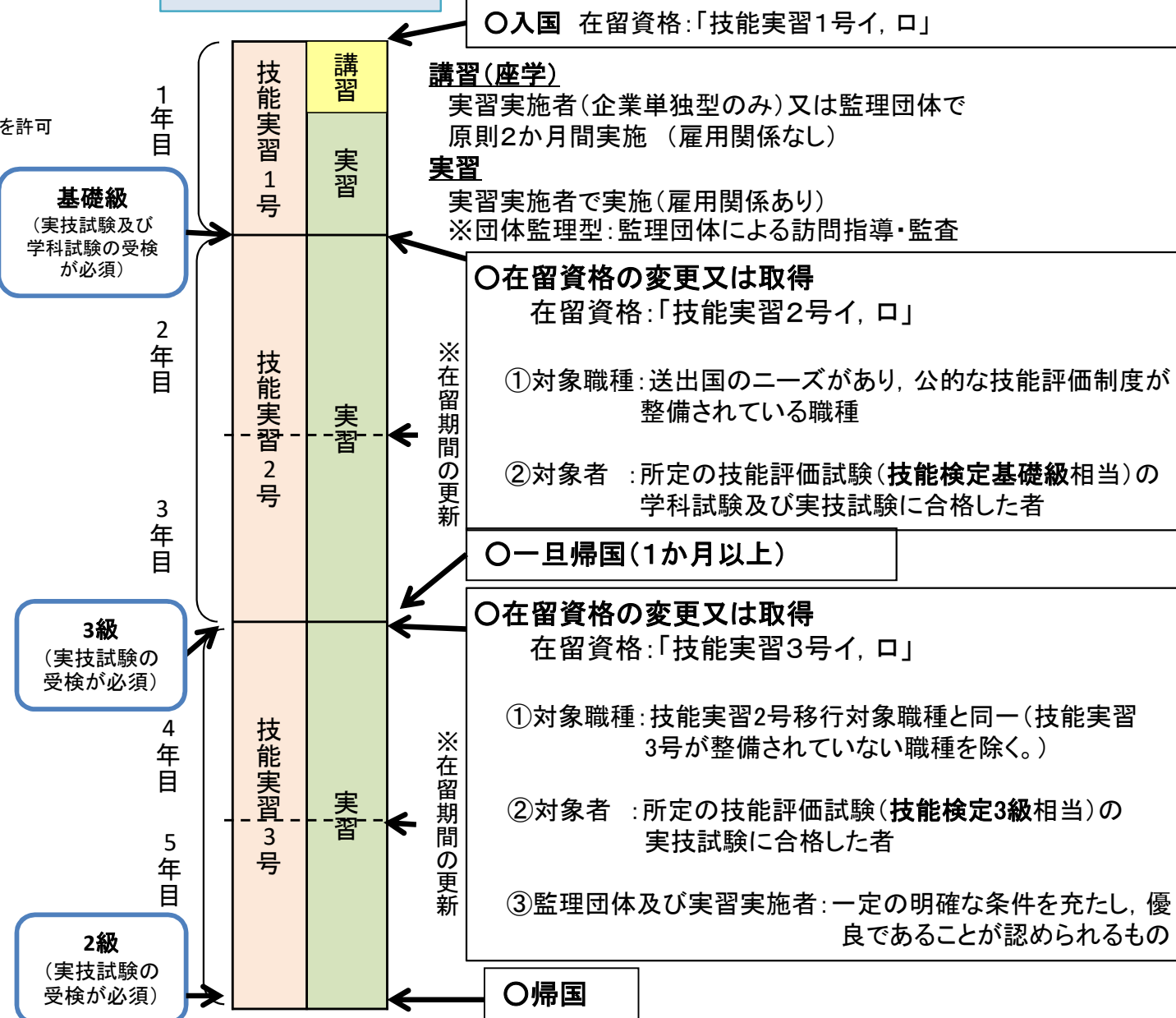
【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件

※技能実習制
制度本体の要件
に加えて満た
す必要があ
る。

コミュニケーション能力の確保

・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件
(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)

適切な実習実施者の 対象範囲の設 定

・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設）
ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない

・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象

適切な実習体制の確保

- ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。
- ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。
- ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ
- ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。

(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。

監理団体による
監理の徹底

- ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置
- ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断

技能実習 評価試験

移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする

- ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等）
- ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等）
- ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）

適切な公的評価 システムの構築

・各年の到達水準は以下のとおり

1年目	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
3年目	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
5年目	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

介護職種の技能実習生の日本語要件
(骨太方針に基づく対応)

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)【抄】

4. 新たな外国人材の受入れ
(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進
また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組み……について検討を進める。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づく対応

- EPAの滞在期間延長を参考に、入国1年後の技能実習評価試験に合格した実習生について、以下の条件を満たす場合は、当分の間、日本語能力N4であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする(※)。
 - ① 介護の技能等の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。
 - ② 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。

(※) 現行は、入国2年目は日本語能力試験「N3」程度が要件とされている。

新たな技能実習制度における申請等件数

1 監理団体許可（令和元年12月19日現在）

申請件数	許可件数
3,084件（うち介護職種759件）	2,839件（うち介護職種690件） うち一般監理事業（※1） 1,370件（介護職種305件） うち特定監理事業（※2） 1,469件（介護職種385件）

- (※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。
- (※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（令和元年11月末現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	20,693件（うち介護69件）	20,016件（うち介護30件）
団体監理型（※4）	715,549件（うち介護8,180件）	679,720件（うち介護6,689件）
計	736,242件（うち介護8,249件）	699,736件（うち介護6,719件）

- (※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。
- (※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- 特定技能外国人を受け入れる分野
生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
- 人材が不足している地域の状況に配慮
大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
- 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
- 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
- 人手不足状況の変化等への対応
○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
- 治安上の問題が生じた場合の対応
特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

- 1号特定技能外国人に対する支援
生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
- 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
- 出入国管理上の支障による措置 被送還者の自国民を引取義務を適切に履行していない国から受入れは行わない。その他、我が国の出入国管理上、支障を生じさせている国からの受入れについては慎重に対応する。
- 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	－
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1	人手不足状況	受入れ見込数 （5年間の最大値）
2	人材基準	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上） （上記に加えて） 介護日本語評価試験 等
3	その他重要事項	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語：現地語
- 実施主体：プロメトリック株式会社
- 実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式
- 開始時期：平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

「介護日本語評価試験」

○ 実施主体：独立行政法人国際交流基金

○ 実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

○ 開始時期：平成31年4月

+

○ 実施主体：プロメトリック株式会社

○ 実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

○ 開始時期：平成31年4月

(※)又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

○ 2019年4月から2019年12月までに、フィリピン（マニラ、セブ、ダバオ）、インドネシア（ジャカルタ）、モンゴル（ウランバートル）、ネパール（カトマンズ）、カンボジア（プノンペン）において試験を実施。国内では、東京・大阪において試験を実施。

○ 2019年11月末時点で、介護技能評価試験の受験者数は2,634名（うち合格者数は1,254名）、介護日本語評価試験の受験者数は2,612名（うち合格者数は1,285名）。

《上記以外の国》

○ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定）の中で、国際交流基金日本語基礎テストを実施することとされた9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）のうち、国際交流基金日本語基礎テストの実施環境等が整った国等から順次、試験の実施を検討。

128

- 新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能 1 号外国人の送出し国において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験等を実施
 - ② 外国人介護人材受入れを促進するための P R を実施【新規】
 - ③ 介護技能向上のための研修等の実施に対する支援
 - ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等） 等

【予算額】（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和元年度】909,968千円 → 【令和2年度予算案】1,101,640千円

本事業は、介護分野における 1 号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- 試験方式
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- 試験実施対象国
 - ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の 9 か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
 - ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
 - ※2019年12月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴルにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題 C B T 化の業務 など

試験実施状況 (2019年4月～11月までの実績)	●受験者数	介護技能評価試験 2,634名	／	介護日本語評価試験 2,612名
	●合格者数	介護技能評価試験 1,254名	／	介護日本語評価試験 1,285名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

1. 現地説明会等を通じた情報発信

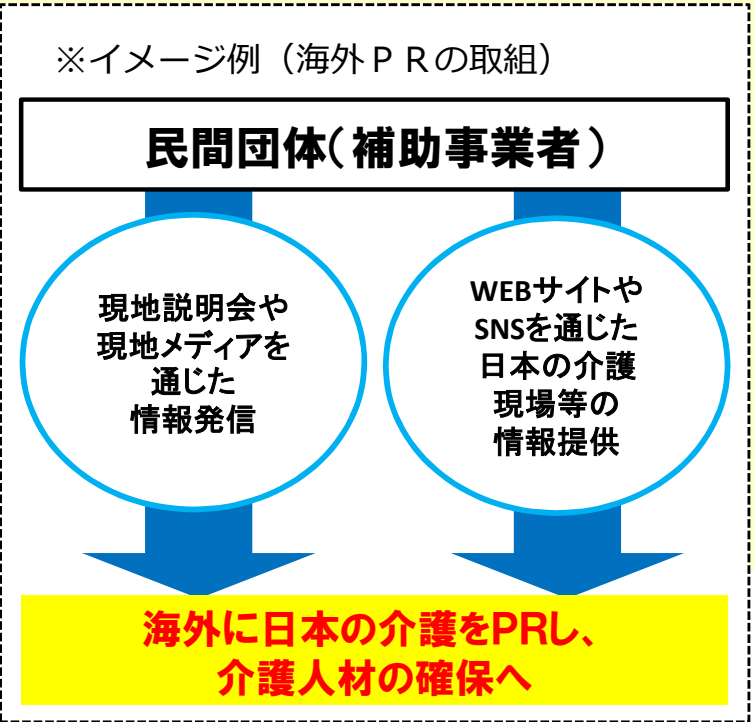
補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。
※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信



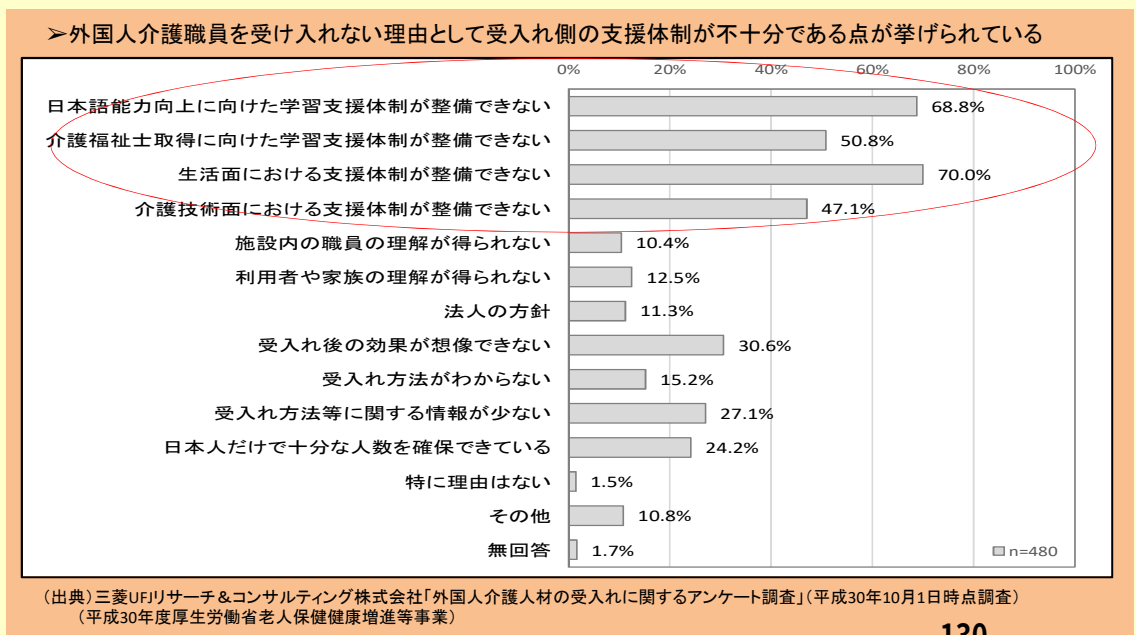
本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

補助率 定額補助
実施主体 直接補助 都道府県、指定都市、中核市（民間団体へ委託可）
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。

- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等
- 補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)
- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。
 - WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。
2. 学習教材の作成
- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施
- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
 - 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ



特定技能評価試験学習テキスト

＊現在、日本語版のみ。9言語に翻訳予定（完成：2020年3月末）



介護の日本語テキスト

＊9言語に翻訳済み



本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施等
- 補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)
- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。
2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等
- 
- 全国複数ブロックで、介護分野の特定技能外国人の受入を検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。
 - 全国複数ブロックで、介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。
3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問
- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

◆2019年度事業内容の一例(2019年12月末時点)◆

無料相談・サポート体制



制度説明会、相談・交流会の開催状況

※予定を含む

<制度説明会> (計7か所で開催)

2019年10月/仙台 11月/札幌、福岡
2020年1月/広島、名古屋、大阪
2月/東京

<相談・交流会> (計7か所で開催)

2019年11月/仙台、札幌 12月/福岡
2020年2月/岡山、名古屋、大阪
3月/東京

131

＊電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

➢介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費

➢多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



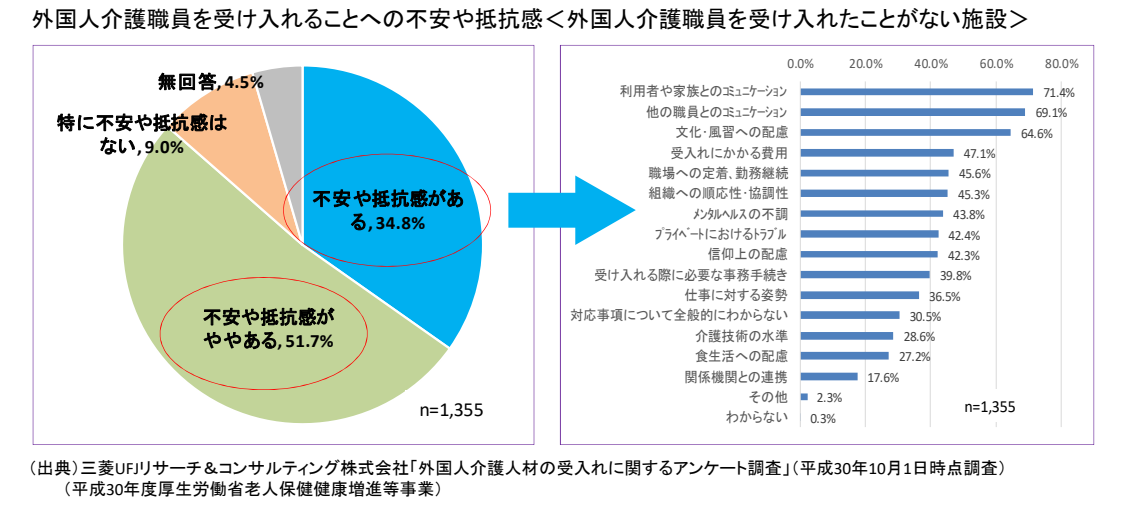
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

➢介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費

➢外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など





教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

➢留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



資料第6－35

介護職員の宿舎施設整備（新規）

外国人を含む介護人材を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助**することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。

(補助対象施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム

(補助率)

1 宿舎あたり

1 / 3

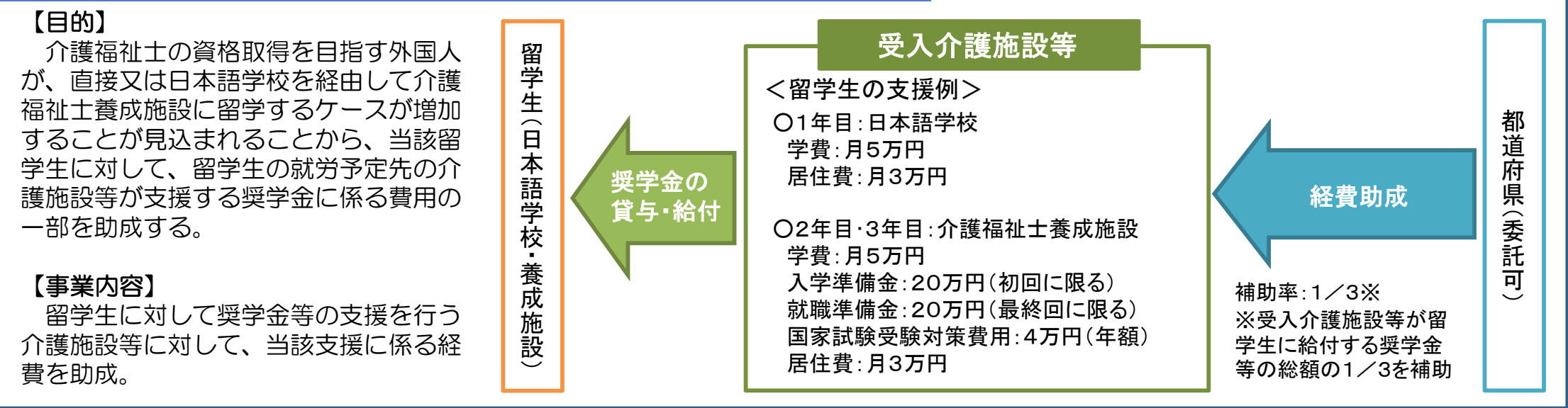


(補助要件)

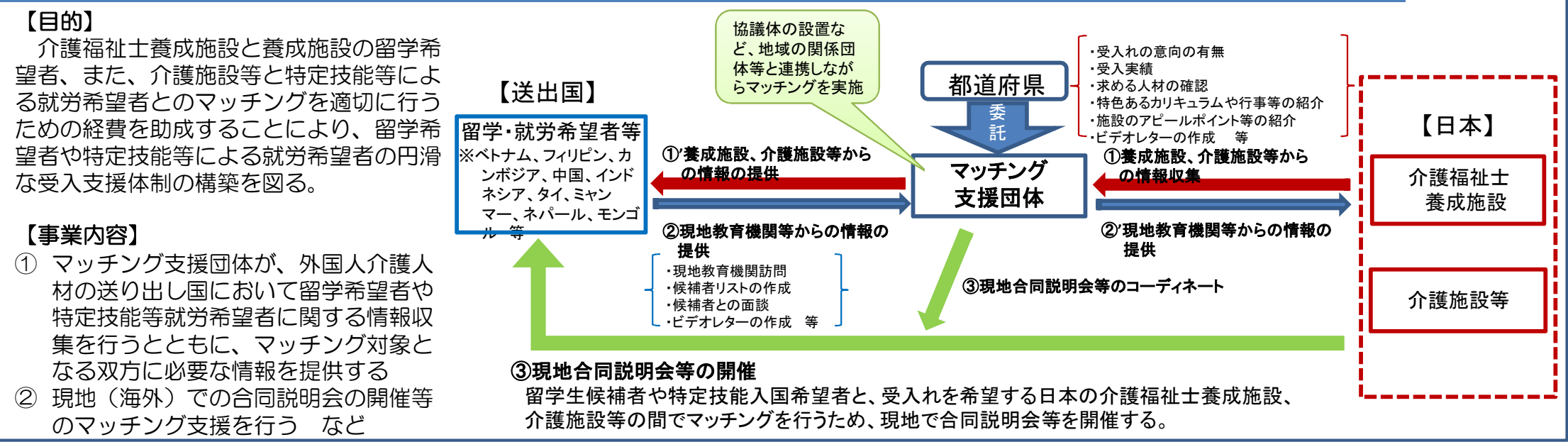
- 介護職員 1 人あたり 3 3 m²を基準とする。
- 整備した宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 令和 5 年度までの実施。

介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の受入環境整備事業 【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業



2. 介護福祉士資格の取得を目指す留学生等（※）の外国人介護人材の受入介護施設等とのマッチング支援事業



（※）令和元年度から、「特定技能」で入国し、日本の介護施設等での就労を希望する外国人材を対象に追加

第 7 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

（１）自殺対策の状況等について

ア 自殺の概況

警察庁の自殺統計では、我が国の自殺者数は、2010 年（平成 22 年）以降、9 年連続で減少し、2018（平成 30）年は 2 万 840 人となっている。

しかしながら、いまだに 2 万人以上の方が「自殺」という形で亡くなっており、人口 10 万人当たりの自殺者数は 16.5 と先進諸国の中で最も高いという深刻な状況にあり、引き続き自殺対策の重点的な取組をお願いしたい。

イ 自殺対策の状況

① 地域自殺対策計画の策定

2016（平成 28）年 3 月の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が義務付けられ、都道府県においては 2017（平成 29）年度中に、市町村においては遅くとも 2019（令和元）年度までに策定又は見直ししていただくようお願いしているところである。しかしながら、未だ現時点において自殺対策計画の策定又は見直しを行っていない自治体もあることから管内自治体に対する策定状況の把握と策定に向けた支援をお願いする。なお、来年度の地域自殺対策交付金の交付の要件として地域自殺対策計画の策定を要件としているので御留意願いたい。

② SNS を活用した相談事業の実施

2017（平成 29）年 10 月に発覚した座間市の事件を受けて、厚生労働省では、SNS 等を活用した相談対応を強化するため、SNS による相談事業を 2018（平成 30）年 3 月の「自殺対策強化月間」から開始し、平成 31（2019）年 3 月には、SNS 相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策における SNS 相談事業（チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業）ガイドライン」を公表したところである。

SNS 相談については、相談の「入口」として有効であるものの、現実的な支援に向けて地域の社会資源への円滑につないでいく必要があり、生

活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関などの地域の相談支援機関との連携についてお願いしたい。

(2) 今後の自殺対策について

ア 自殺対策に関する調査研究等法人の指定

令和元年6月、議員立法による「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」が成立し、今後厚生労働省が指定調査研究等法人を指定する予定である。このため、現在、国立精神・神経医療研究センター内に組織されている自殺総合対策推進センター（JSSC）は廃止される予定であり、指定法人が今後の我が国の自殺対策の中核として機能することとなるので、ご承知置き願いたい。新しい法人の指定は、年度内を予定しており、令和2年4月から指定法人が業務を開始する予定である。

イ 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効があがるよう、PDCA サイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組を願いたい。

また、2020（令和2）年度は、2019（令和元）年度から継続の居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のモデル事業に加え、自殺リスクの高い者（自殺未遂者、自殺念慮者）に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制の構築を目的としたモデル事業を実施する予定である。管内市町村において、これらのモデル事業の実施について積極的にご検討いただけるよう、ご配意をお願いする。

ウ SNSを活用した相談の効果的な実施体制の検討等

SNSを活用した相談を今後の相談インフラの重要な柱の一つとして発展させるためには、悩みを気軽に話せる居場所の整備、地域の適切な社会資源につなぐための仕組みや、特に男性が気軽にSNSを活用した相談ができる方策を検討する予定である。また、SNS相談については、国の委託により全国レベルで相談事業を展開しているが、都道府県においても地域自殺対策強化交付金を活用し、SNS相談を実施する自治体が増加傾向にある。今後、SNS相談については、予算の効率的活用と事業取組への促進の観点から、国と自治体の連携体制を検討し、令和3年度以降交付金の事業メニューの見直しを行う予定であるので、ご承知おき願いたい。

第8 成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）

（1）現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、本制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。
一方、成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点で約22万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立し、29年3月に同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定されたところである。今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、令和3年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。特に、厚生労働省においては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、成年後見制度利用促進に向けた体制整備を推進していく。

さらに、昨年5月に、基本計画に基づく施策を着実に推進するため、新たに、令和3年度末までのK P I（以下参照）として、全市区町村における中核機関等の整備や市町村計画の策定などの目標を設定するとともに、当該K P Iについて認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）に盛り込んだ。

〈K P I 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)〉

- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人

- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全 47 都道府県 等

また、厚生労働省から各都道府県に対し、「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について（令和元年 7 月 11 日付け社援成発 0711 第 1 号）」を通知し、都道府県が管内市区町村の体制整備の主導的な役割を果たしていただくよう依頼した。

中核機関等の整備や市町村計画の策定については、令和元年 7 月 1 日時点で中核機関は 139 自治体（8.0%）、権利擁護センター等は 434 自治体（24.9%）、市町村計画については 127 自治体（7.3%）になっており、また、中核機関の整備は約 7 割の自治体が未定と回答していることや各都道府県の整備状況に大きな差があることなどが認められたことから、K P I の達成に向けた取組を更に推進していく必要がある。

（2）令和 2 年度予算案について

令和 2 年度予算案においては、K P I の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定の推進について、

- ・引き続き、都道府県による広域的な体制整備や、中核機関の立ち上げ支援等に必要な予算を計上するとともに、
- ・新たに、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組に対する補助を設けた。

また、新たに、国による後見人等への意思決定支援研修の実施や、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化を図る事業に係る予算を計上した。

【令和 2 年度予算案 成年後見制度利用促進体制整備推進事業】

○都道府県向けの補助事業（都道府県社会福祉協議会等へ委託可。

補助率 1 / 2）

- ・体制整備アドバイザー等による広域的な観点から中核機関の整備や市町村計画の策定を推進
- ・市町村や中核機関等職員向け都道府県研修
- ・市町村や中核機関等職員向け専門相談窓口の設置

○市区町村に対する補助（市区町村社会福祉協議会等へ委託可。補助率 1 / 2）

- ・中核機関の立ち上げや中核機関の先駆的取組に対する補助

新 中核機関等における市民後見人や親族後見人の専門的バックアップ体制の強化及び適切な後見人候補者推薦（受任調整会議）の取組に対する補助

(3) 来年度の取組方針について

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画策定について、K P I の達成に向けた取組を推進していく。

※ 中核機関については、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるが、まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきであり、③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくものとして差し支えない。

都道府県においては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、体制整備アドバイザー等の国庫補助事業を積極的に活用いただき、中核機関の整備や市町村計画策定について、広域的な観点から管内市区町村の体制整備の支援や働きかけなど、管内市区町村における体制整備の主導的な役割をお願いします。

なお、現在、中核機関における先駆的取組調査研究事業（実施主体：日本社会福祉士会）において、各地域における中核機関の立ち上げや先駆的取組の事例集を作成中であり、各都道府県、市区町村に情報提供予定であるので、管内市区町村に対する体制整備に向けた助言等を行うに当たって参考としていただきたい。

また、来年度においても引き続き、国において市区町村職員や中核機関職員等（予定を含む）に対する研修を実施する予定である。本研修においては、権利擁護支援の基本的な考え方や成年後見制度の基礎的知識、市町村や中核機関の役割や機能など、市町村や中核機関等の職員として必要な知識やノウハウについて講義や具体的な事例演習を通じて修得することを目的としている。

都道府県においては、地域における人的体制整備を推進するため、管内市区町村や中核機関等に対し、本研修に積極的に参加いただくよう周知をお願いします。

<研修内容（案）> ※具体的な内容については別途連絡予定

- ① 基礎研修（前期・年度前半）（対象者：市町村職員＋中核機関職員等）
3日、全国3ヶ所（東京都、宮城県、福岡県の予定）で実施予定
- ② 応用研修（後期・年度後半）（対象者：中核機関職員等）
3日、全国3ヶ所（東京都、宮城県、福岡県の予定）で実施予定
- ③ 都道府県研修担当者向け研修（対象者：都道府県研修担当者（委託予定先の職員を含む））
1日、全国1ヶ所（東京都の予定）で実施予定

イ 後見人等への意思決定支援研修の実施について

基本計画においては、成年後見制度について「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ

取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする」こととしており、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきとしている。

これを踏まえ、令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体等において、後見人等における意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うとともに、厚生労働省において、後見人等に対する意思決定支援研修の内容についての調査研究事業を実施している。

来年度から、厚生労働省において、全国各地で後見人等に対する意思決定支援研修（国から民間団体に委託）を実施する予定であるので、各都道府県におかれては、本研修の管内市区町村や中核機関や権利擁護センター等への周知など特段のご配慮をお願いする。（開催地は全国20ヶ所程度、1日程度の研修を想定。詳細は別途連絡予定。）

※KPI（令和3年度末）として「後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県」を設定している。

ウ 任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化について

成年後見制度利用促進法や基本計画においては、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない「保佐」及び「補助」類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、判断能力があるうちにあらかじめ後見人となる者を決めておく「任意後見制度」が積極的に活用されるよう必要な措置を講ずることとされている。

このため、令和2年度予算案において、国レベルでの任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る事業に係る予算を計上した。本事業については、国において、任意後見・補助・保佐等の成年後見制度について各種広報の実施や、市町村や中核機関等における全国的な相談体制の強化を図る事業を民間団体に委託することを予定している。事業内容の詳細が決まり次第、情報提供するのでご留意願いたい。

エ 基本計画に係る中間検証について

今年度は基本計画の中間年度であることから、現在、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画に掲げる各施策の進捗状況を踏まえて個別の課題の整理・検討を行っている。中間検証結果がとりまとめられ次第、情報提供するので、ご留意されたい。

なお、基本計画に掲げる各施策の進捗状況等については、成年後見制度利用促進専門家会議に設置された中間検証WG（10月～12月にかけて4回開催。会議資料については当省HPに掲載。）において関係省庁等から報告がなされているので、参考までに申し添える。

第9 社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

（1）災害福祉支援ネットワークの構築及びDWA Tの設置について

災害福祉支援ネットワークについては、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークとして、令和元年10月現在、34都府県においてネットワークが構築、DWA Tの設置は22府県に留まっている。

近年の災害では、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進む中、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。

令和元年台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チーム（DWA T）が、長野県においては、長野県の要請を受けた群馬県のDWA Tが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げたところである。

今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、今般の群馬県のような都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

厚生労働省においては、全都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及びDWA Tの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ、周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築やチームの構成員に対する訓練等の経費について補助を行っており、令和2年度予算（案）では、広域的な連携体制や保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築等を行う場合には、補助上限額を倍以上に引き上げ（150万円→325万円）しており、災害

時の福祉支援体制の整備を推進していくこととしている。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等具体的取組を令和2年度中には完了していただくようお願いする。また、今年度から実施している「災害福祉支援ネットワーク構築・運営リーダー養成研修」（社会福祉法人全国社会福祉協議会が受託）には全都道府県が参加いただいているが、研修の成果を災害派遣福祉チームの組成・派遣に役立てていただきたい。また、令和2年度も研修会を実施する予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

（参考1）

災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助
 - ※次の（1）及び（3）の事業それぞれ上限150万円。
 - 次の（1）の実施に併せて（2）のいずれかの事業を実施する場合、上限325万円
- 事業内容：
 - （1）基本事業
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
 - （2）連携体制充実事業
 - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
 - ② 受援体制の検討・構築
 - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
 - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
 - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
 - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
 - （3）体制強化事業（1回限り）
 - ① 災害時において社会福祉施設等の被災状況の一元的な集約、福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割の検討
 - ② 「後方支援チーム」の立ち上げ支援
 - ③ 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

（2）社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日付雇児発

0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号) に基づき、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）から情報提供をいただき、当該情報を基に被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。都道府県等におかれては、必要な支援を迅速に行うためには、これらの情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いします。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを更新の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに未提出の自治体が見受けられるところである。未提出自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いします。

なお、昨年の災害時の対応を踏まえ、今年度中を目途に社会福祉施設等の被災状況の把握様式について、電源車や給水車の支援要請状況も加えた上で、施設リストの提出を依頼する予定（提出期限：令和 2 年 4 月末）であるので、期限までの提出をお願いします。

また、災害時に高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築することとし、令和元年度補正予算（案）において 3.5 億円を計上しているところであり、今後、国においてシステムを構築する予定である。なお、システム稼働後の厚生労働省への報告方法は現在関係部局と検討中であるので、あらかじめご承知いただきたい。

（参考 2）

（社会福祉施設等の災害時情報共有システムの整備）

令和元年度補正予算（案） 3.5 億円

災害時に高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステムを構築する。

(3) 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備及び給水設備の予算について

昨年は、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、第19号、第21号など、広域かつ甚大な被害をもたらした多くの豪雨災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、停電・断水により、ライフラインが長期間にわたって途絶するなどのインフラの毀損による二次被害が生じた。

このような社会福祉施設等に関するインフラ対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）において、社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算及び平成31年度予算において、所要の財源を確保しているところである。

また、令和元年度補正予算（案）では、災害時の拠点等（福祉避難所）となる社会福祉施設（入所施設）に対して、新たに停電・断水に対応できる非常用自家発電設備・給水設備の設置を支援するため所要の財源を確保したところである。更に、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の優遇融資を引き続き実施するとともに、非常用自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る融資条件の優遇措置（減災・防災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）を令和元年度補正予算（案）において新たに実施することとしている。

各都道府県等におかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考3)

(社会福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等)

令和元年度補正予算（案） 95億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、要配慮者の入所する高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備等を推進する。

(参考4) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通 常）70～80％ → （耐震化・スプリンクラー等） 95％ （高台移転） 95％
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等） 基準金利同率（措置期間中無利子） （高台移転） 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

<新規事項>

○ 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）（令和元年度補正予算（案）にて対応）

＊ 自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を 95%（施設本体を含む）とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子

（４）社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成 30 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）によれば、平成 29 年 3 月時点の耐震化率は 90.3%（20.0 万棟／22.2 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、次回調査については、令和元年度末時点について調査する予定であるので、引き続きご協力をお願いする予定である。また、平成 31 年 3 月末時点の耐震化状況については、現在集計中であり、とりまとめ次第公表を行う予定である。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震化率について、2020年度までに約95%まで向上させることを達成目標としている。

(5) 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について

ア 土砂災害対策

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付関係省庁担当課長通知※）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところであるが、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月厚生労働省・国土交通省）」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年11月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成29年5月）を受け、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているので、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等適切な対応をお願いする。

※ 平成27年8月20日付 27文施施企第19号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発0820第1号厚生労働省大臣

イ 津波対策

津波対策については、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震など、近年震度 7 を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第 54 条第 4 項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）」（令和元年 6 月 17 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）も参考にしながら、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いする。

（6）社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、これらの利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

こうした観点から、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」（BCP）を策定することが有効であると考えられるが、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成 25 年 8 月内閣府防災担当）によれば、福祉施設にお

けるBCPの策定率は4.5%と低調になっていることから、各都道府県等におかれては、管内の社会福祉施設等に対して、当該計画の策定について、勧奨をお願いしたい。

BCPの策定に当たっては、北海道胆振東部地震による大規模停電等を踏まえ発出した「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課等関係各課連名通知）における点検項目なども参照していただきたい。

また、現在、厚生労働省の社会福祉推進事業において、「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」を実施しており、BCPの策定状況等の実態調査とともに、調査研究の成果としてBCPの標準様式を今後提供する予定であるので、これも活用し、社会福祉施設等のBCPの策定を促していただきたい。

（７）社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成28年12月1日時点）については、平成30年3月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

※ 平成30年12月1日時点のアスベスト使用実態調査の公表については、結果がとりまとめ次第公表する予定である。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、引き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

（参考５）独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設
融資率	70～75% → 75～80%
利率優遇	通常利率から△0.05～△0.4%

（８）社会福祉施設等におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）について

インフラ老朽化対策については、平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化

基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、今後、老朽化が進行した公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が示されたところである。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成 27 年 3 月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、さらなる取組として、「インフラ老朽化対策の今後の取組について」（平成 29 年 3 月 23 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、令和 2 年度末までに「個別施設毎の長寿命化計画」（以下「個別施設計画」という。）の策定を推進することとしている。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）では、個別施設計画の策定率を 2020 年度末までに 100%とすることを目標として掲げている。

一方、公立の社会福祉施設等の個別施設計画については、平成 31 年 3 月末日時点の調査によれば、28%と低調な状況にある。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引（「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」について（令和元年 12 月 27 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知））を作成したので、地方公共団体におかれては、本手引を活用しながら、速やかに個別施設計画の検討に着手するようお願いする。その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していただくようお願いしたい。

（９）感染症の予防対策について

ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和元年 12 月 23 日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

に沿って、適切な対応をお願いする。

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

（参考6）

○厚生労働省ホームページ

- ・インフルエンザ（総合ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

- ・令和元年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和元年度インフルエンザQ & A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-

kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/tokutei-sesshu.html

- 国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考 7)

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和元年 12 月 19 日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A (最終改訂：平成 30 年 5 月 31 日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
（平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
（令和元年 12 月 18 日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
（平成 29 年 6 月 16 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
（平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知）
- ・C型肝炎について（一般的なQ & A）（平成 26 年 7 月改訂）
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について（一般的なQ & A）（平成 26 年 7 月改訂）
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」
（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

（１）福祉貸付事業について

1）令和２年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和２年度予算（案）においては、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要に対応しうる事業規模としたところである。（下記ア参照）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定であるので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。（下記イ参照）

なお、令和２年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で本年３月に開催される予定（別途機構から通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模 資金交付額 2,825 億円（うち福祉貸付分 1,789 億円）

イ 貸付条件の改善内容

① 新規事項

- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の創設（防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充）（令和元年度補正予算にて対応）

＊ 自家発電設備整備及び給水設備を伴う補助事業については、融資率を 95

%（施設本体を含む）とし、貸付利率を基準金利と同率、据置期間中無利子

○ 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

＊ 特別養護老人ホーム（定員 30 人以上の施設に限る。）、介護老人保健施設及び介護医療院については、貸付利率を基準金利と同率

○ まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充

＊ 都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する融資対象施設については、融資率等を優遇

（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30 年以内（3 年以内））

○ 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設

＊ 社会福祉法人のほか、医療法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人を融資対象とする

○ 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

＊ 児童養護施設、乳児院（小規模かつ地域分散化を図るための整備に限る。）については、融資率等を優遇

（融資率：90%、償還期間（据置期間）：30 年以内（3 年以内））

② 継続事項

○ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

＊ 優遇期間を令和 2 年度まで延長（融資率：75～80%，貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%）

2）協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても機構融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであるこ

とから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも機構融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び地方公共団体等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

新たに事業を開始した社会福祉法人等については、当該事業を活用し早期に経営の安定化を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析やアンケート調査の実施結果に関するレポートを次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>

- ・WAM NET

<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組も実施しているので、ご留意願いたい。

- ・行政等への支援（受託業務のごあんない）

https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 令和2年度予算（案）	274億円（国庫補助額）
・ 給付予定人員	83,717人
・ 給付総額	1,226億円

イ 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社

会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1／3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和元年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

ウ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

当該事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり活用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/>)

第 10 その他地域福祉の推進等について

1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

（1）地域福祉（支援）計画について

ア 計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成 30 年 4 月 1 日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は 75.6%である。市区部、町村部別にみると、市区は 90.9%であるのに対し、町村部では 62.1%に留まっており、約 1.5 倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は 91.5%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第 3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は 674 市町村であり、このうち当該事項を地域福祉（支援）計画に盛り込んでいるのは、市町村では 52.5%にあたる 354 市町村、都道府県では 48.9%にあたる 23 都道府県である。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成 26 年 3 月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では 66.0%、市町村では 50.9%の自治体で当該方策を盛り込んでいる。

平成 30 年 4 月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体においては、地域福祉（支

援）計画の策定に努められたい。

また、法第 10 条第 1 項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として 5 項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合））が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。これらの 5 項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として上記 5 つの項目のそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づく、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

（平成 31 年 4 月 1 日の状況については、現在調査中である。）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、本年も上半期を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

(2) 民生委員について

ア 民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）については、令和元年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

【改選結果】

	令和元年度	前回（平成28年度）
定数	239,682人	238,352人
委嘱数	228,206人	229,541人

※ 委嘱数のうち新任委員 71,747 人、再任委員 156,459 人

※ 定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 95.2%

改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

イ 民生委員に期待される役割について

近年、少子高齢化や人口減少、地域における関係性の希薄化など、社会構造の変化により、地域住民の抱える課題が多様化、複雑化してきている。そうした中で、第1にもあるとおり、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を推進していくこととしている。

また、令和元年6月に打ち出された「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））においては、施策の方向性として、「能動的に潜在的な支援対象者に丁寧働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う」こととしている。

これらの施策における取組は、訪問活動を通じた要支援者の把握、自立相談支援機関をはじめとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど民生委員が従来より行っている活動に共通するところが多い。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される場所であり、各自治体においては、民生委員が諸施策において求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

ウ 令和2年度における民生委員の活動に対する地方交付税の増額（案）について

民生委員の活動は、近年の地域社会を取り巻く環境の変化により、地域住民の課題は複合化・複雑化しており、訪問回数の増加など、その負担が大きくなっている。その中で、昨今の児童虐待相談件数の急増や虐待死亡事案等への対応として、民生委員には、見守りや行政機関とのつなぎ役としての役割が一層期待されている。

このため、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、民生員等活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度から、次のとおり拡充を行う。

各自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

【令和2年度における活動費単価（案）】

	令和2年度（案）
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200 円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000 円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員法第10条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員への実費弁償費について講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないようにご留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているのでご留意いただきたい。

エ 民生委員の活動環境の整備等について

（ア）民生委員制度の普及啓発の強化

平成31年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は69.8%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは7.9%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将

来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、国においては、政府広報の実施や全国団体が行う広報活動に対する助成により、民生委員制度の普及啓発を強化している。

令和2年度予算案においては、上記ウのとおり、民生委員の役割や活動内容の周知の必要性を考慮し、地区民生委員協議会活動推進費の交付税単価の引き上げを行うので、各自治体においても、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。

(イ) 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているが、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、地域の実情に応じて適切に研修を実施するようお願いする。

特に、上記アのとおり、今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の者が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員の方々が円滑に活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために必要な知識の習得等を目的とした研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行うようお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、上記イに記載した新たな施策や社会的課題等を踏まえるとともに、平成30年度に全国民生委員児童委員連合会において民生委員向けの学習ツール等を作成しているので、当該ツール等の活用により、研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終取りまとめ（令和元年12月26日）
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日関係府省会議決定）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号、令和元年10月1日施行）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（厚生労働省）※第3章平成30年度の自殺対策の実施状況（7）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」

(平成 24 年 7 月 17 日付社会・援護局地域福祉課事務連絡)

- 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A」(個人情報保護委員会)

<学習ツールの例>

- ・事例学習テキスト「事例を通して支えあう - 仲間と学ぶ事例学習 - 」

全国民生委員児童委員連合会ホームページ

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/news/2019032603/>

(ウ) その他

○ 民生委員協力員の設置等

広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討いただきたい。

○ 不動産登記法第 70 条第 3 項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消の登記の申請の登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知がされているので、ご承知置きいただきたい。

オ 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

(3) 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、ダブルケアやいわゆる 8050 世帯など、一つの世帯において複合化・複雑化した課題を有するケースが顕在化する中で、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当から「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」等が示されているが、社会福祉協議会が設置・運営に携わることが一般的となっている。各自治体においては、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、一部自治体においては、市町村と社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているが、平時から、防災担当部署と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担の取り決めや、情報共有などによる環境整備に努められたい。特に、令和 2 年度においては、このような平時からの備えのために、災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設した。

(4) 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）

昨今、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、以下の取組を推進する。

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、研修の実施回数を増やし、都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。

- ② 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業（仮称）を創設し、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。（補助率は1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。（補助率は1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、効果的な取組になると考えていることから、特に都道府県においては、本事業の活用により、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

（５）被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨並びに令和元年台風第19号等により応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、令和2年度予算案においても、必要な予算額を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接に連携し役割分担を図っていただきたい。

また、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）が定められ、地震津波地域については、復興・創生期間後5年間、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組み、原子力災害被災地域においては、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとされているので、関係自治体におかれてはご留意いただきたい。

被災者に対する見守り等に係る事業については、これまで大規模災害が発生する都度、事業化・予算化を図ってきたが、令和元年度からは一般事業化したところである。これにより、発災時に自治体が速やかに事業実施できる仕組みとなっているので、留意いただきたい。

（参考）令和2年度予算案

- ・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」155億円の内数
- ・被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費補助金
13.5億円

(6) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援など行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和元年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているが、令和2年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上している。事業実施者については、改めて公募・選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

地域生活定着促進事業は、刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年院等）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要がある人等に対する支援事業として、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、福祉関係者等と連携して、福祉的支援を受けられるよう取組を行うものである。

本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、令和元年度と同様、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定することとしている。

また、再犯防止推進法に基づき平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成 30 年度には、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定の充実を図ったところであるが、複雑困難な事例の増加や支援期間の長期化等の課題に対応するため、よりケースに近い地域社会での本事業への理解の促進及びネットワークの構築、強化が求められていることから、令和 2 年度においては、地域ネットワーク強化のための取組を行う場合は、事業費に加算を設けることとした。

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。各都道府県においては、更なる事業の推進・充実のための必要な事業費の確保についての特段の配慮と、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

なお、本事業については、委託を可能としているところであるが、再犯防止推進計画も踏まえ、今後も一層着実な実施を図るためには、事業の支援の質、積み上げてきた信頼関係の継続性を確保することや、支援に係る従事者を育成していくことが重要である。このため、委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても配慮されたい。

(参考1) 令和2年度(案)の概要

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施

- ・実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- ・補助率：定額補助（3／4相当）
- ・補助基準額：基礎事業費、コーディネート業務及びフォローアップ業務の業務件数に応じた事業費、地域ネットワーク強化の業務に応じた加算

(参考2) 再犯防止推進法(抜粋)

第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考3) 再犯防止推進計画(抜粋)

○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

第 1 1 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組みについてご留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないようにご配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が厚生労働関係部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるようご配慮願いたい。

（ア）隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続きご留意願いたい。

なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

（イ）職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、旧耐震基準に則った構造になっているなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に、隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備等（令和 2 年度までの 3 カ年）を集中的に進めていくこととされている。

このため、令和2年度予算案における地方改善整備費補助金においても、上記の緊急対策を含む総額 14.8 億円の予算を確保したところである。令和2年度は、緊急対策期間の最終年度に当たるため、各自治体においては、当補助金の活用等により積極的に隣保館の耐震化等の整備に努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」＜平成30年12月14日閣議決定＞（抄）

第2章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第3章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・ 社会福祉施設等に関する緊急対策 [耐震化、ブロック塀等] (厚生労働省)

第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては2018年度（平成30年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019年度（平成31年度）当初予算及び2020年度（平成32年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されることから、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で情報提供いただきたい。

(2) アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。）が交付され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）

に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、令和2年度も引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきよう留意願いたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和2年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

関係自治体においては、アイヌ施策を巡る状況について御理解の上、関連事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」
(平成31年法律第16号)

背景・必要性

1. アイヌの人々を先住民族と認識して施策を進める
必要性

- ・平成9年、アイヌ文化振興法制定（北海道旧土人保護法（明治32年制定）廃止）
- ・平成20年、衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及びこれを受けての内閣官房長官談話（アイヌの人々が先住民族であることの認識を示す。）
- ・上記の経緯等を踏まえ、アイヌの人々を先住民族と認識し、施策を展開することが求められている。

※「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年採択）等、先住民族への配慮を求める国際的な要請も高まっている。

2. アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施の必要性

- ・アイヌ文化の振興等のための環境整備の必要性を踏まえ、従来のアイヌ文化振興施策・生活向上策に、地域・産業・観光振興等も加えた新たな支援措置を継続的に実施する必要

3. 民族共生象徴空間の管理のための措置

- ・民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ（※））はアイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターであり、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園等で構成される。
- ※アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」という意味

- ・民族共生象徴空間の北海道白老における整備、2020年4月の一般公開、年間来場者100万人の目標について平成26年閣議決定

民族共生象徴空間（ウポポイ）



法律の概要

〇目的規定 > 「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目指す。

〇アイヌ施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置

アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針（政府策定）

アイヌ施策を推進するための計画（市町村作成）

内閣総理大臣の認定

交付金の交付

- ・認定された計画に記載された地域・産業・観光振興等の事業の実施に対し交付金を交付

法律の特例措置等

- ・国有林野の林産物採取についての特例
- ・さけの捕獲について、都道府県知事等による配慮
- ・地域団体商標に係る出願の手数料及び登録料を減免する措置

〇民族共生象徴空間の管理に関する措置（国土交通大臣等）

- > 民族共生象徴空間の管理の委託
- > 民族共生象徴空間の入場料等の徴収に関する措置 等

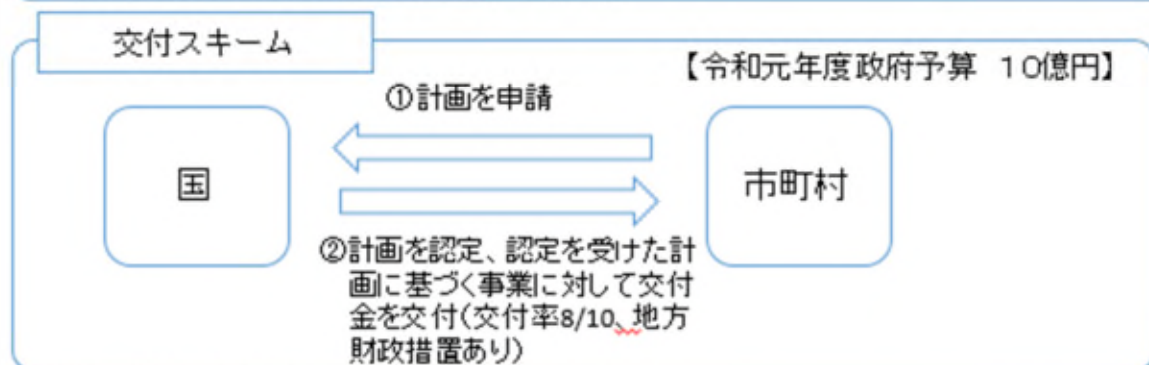
〇アイヌ政策推進本部

> 関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置

【目標・効果】アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現
〔KPI〕・アイヌが先住民族であることの認知度の向上：77.3%（2018年度）⇒ 90%以上（2024年度）
・民族共生象徴空間の年間来場者数100万人の達成（2020年度）

～アイヌ政策推進交付金について～ 【内閣官房作成】

- アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進。
- このため、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援のための交付金制度を創設。



＜対象事業のイメージ＞

市町村提案型により、地域のアイヌの方々のニーズに対応した事業を幅広く対象

- ①アイヌの人々と地域住民
交流の場の整備(多機能
型交流施設の整備)

②アイヌ高齢者の
コミュニティ活動への支援

③伝統的なアイヌ文化・
生活の場の再生支援



- ④アイヌ文化のブランド化
推進(デザイナーとの
コラボ)

⑤アイヌ文化関連の観光
プロモーションの実施

⑥アイヌの観光振興、
コミュニティ活動支援の
ためのバス運営



(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備に努めることとされた。

このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、ご了解願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了解願いたい。

イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況、アイヌ政策推進本部における検討状況、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成 24 年 6 月 1 日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法等の関係法令の施行への対応状況等も踏まえ、特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP (同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第 1 2 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

（１）生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員のくらしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っている。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県においては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

（２）適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

これらの組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、組合に対する指導・助言をお願いする。

イ 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
- ・ システム上の操作の誤りや郵便物の宛先と内容物が異なり、組合員の個人情報漏洩した事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

ウ その他

財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配意と必要な助言・指導をお願いする。また、一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

(3) 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会の実現」が重要な課題となっている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後、自治体や関係団体等とさらに連携を図り、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

また、平成29年度及び30年度には、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組についての事例集を取りまとめ公表したところである。いずれの活動も、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例である。各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。さらに、お示しした事例について、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いする。

(4) 関係法令等の改正について

ア 税制改正について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（１１０％相当額）※１については、平成３１年度税制改正により令和５年３月３１日の到来をもって廃止されることとなった。なお、廃止にあたっては経過措置が設けられており、平成３１年度より割増率（１０％）に対して１年ごとに５分の１ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる※２こととされているので、ご了解願いたい。

※１ ○ 租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）

第５７条の９ １～２（略）

３ 法人税法第５２条第１項第１号ロに掲げる法人の平成１０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第２項又は第６項の規定の適用については、同条第２項中「計算した金額（第６項）とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第５７条の９第１項又は第２項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第１項又は第２項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の１００分の１１０に相当する金額（第６項）」とする。

※２ ○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成３１年３月２９日法律第６号）附則

第５４条 旧租税特別措置法第５７条の９第３項に規定する法人の平成３５年３月３１日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成３１年３月３１日」とあるのは「平成３５年３月３１日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１０（平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に開始する事業年度については１００分の１０８とし、同年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に開始する事業年度については１００分の１０６とし、同年４月１日から平成３４年３月３１日までの間に開始する事業年度については１００分の１０４とし、同年４月１日から平成３５年３月３１日までの間に開始する事業年度については１００分の１０２とする。）」とする。

イ 消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

① 「収益認識に関する会計基準」の導入について

組合の会計については会計の原則として一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うことが消費生活協同組合法（昭和２３年法律第２００号。以下「法」という。）において規定されている。

「収益認識に関する会計基準」については、企業会計基準委員会※より、平成３０年３月に企業会計基準第２９号として公表されたが、当該基準については、一般に公正妥当と認められる会計の慣行であることから、先般、消費生活協同組合法施行規則（昭和２３年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第１号。以下「規則」という。）について、収益認識に関する注記を新たに追加するなど所要の改正を行ったのでご承知願いたい。

※ 会計基準を設定する民間団体。従来、わが国の企業会計基準は金融庁長官の諮問機関である企

業会計審議会が作ってきたが、会計基準設定主体の国際団体が整備された際に、加盟国の基準設定主体は民間団体でなければならないとされたため、平成13年に設立された。

② 監査報告書の様式変更について

企業会計審議会は、平成30年7月5日に「監査上の主要な検討事項」の導入等に関する監査基準の改訂を行い、令和元年9月3日に監査報告書における意見の根拠の記載等に関する監査基準の改訂を行った。

組合においても、監査基準に準拠した会計監査人による会計監査を受けなければならない組合が存在するため、規則に規定されている会計監査報告の内容について所要の改正を行うこととしている。令和2年3月31日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の会計監査報告に適用することとなるので、ご留意願いたい。

ウ プラスチック製買物袋の有料化について

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置づけられ、その取組の一環としてプラスチック製買物袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すとされた。

その促進を図るため、「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）において、プラスチック製買物袋の有償化を必須とする旨が規定され、令和2年7月1日より適用される。

各都道府県におかれては、所管の組合に対し、経済産業省が令和元年12月より公表している「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」とともに適切な運用が図られるよう指導願いたい。

（5）災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（法第12条第3項第

2号)

- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量20/100)
(規則第11条第1項ホ)

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用についてご留意願いたい。

(6) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

(参考) 令和2年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催しているが、令和2年度も、昨年同様、5月中旬を目処に開催することを予定しているので、御了知いただきたい。

なお、「会計研修会」についても、全国会議の開催に併せて実施する予定としているので、職員の派遣についてご配慮をお願いする。

(予算概要)

令和２年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

令和２年度 予算(案)額	2兆9,770億円
令和元年度 当初予算額	3兆 11億円
差 引	▲241億円 (対前年度比率▲0.8%)

※ 復興特別会計分を含む。

《主要事項》

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
○ 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進	
○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進	
○ 自殺総合対策の更なる推進	
○ 成年後見制度の利用促進	
II 生活保護制度の適正な実施	6
○ 生活保護に係る国庫負担	
○ 生活保護の適正実施の推進	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	8
○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
○ 外国人介護人材の受入環境の整備	
○ 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進	
IV 災害時における福祉支援	11
○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 断らない相談支援を中核とする包括的支援体制の整備促進【一部新規】

39億円（28億円）

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」での議論を踏まえ、市町村における地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の構築を推進するため、

- ・ 地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保や、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営などの地域づくり
- ・ 相談支援包括化推進員の配置等を通じた多機関協働による包括的支援や、既存の支援制度ではカバーされないニーズに対する就労支援、居住支援等としての参加支援に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

（1）生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化【一部新規】

487億円（438億円）

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。

<主な充実内容>

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、都道府県による広域の就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。

② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

③ 子どもの学習・生活支援事業の推進

遠方等の理由で利用困難となる課題に対応するため、より身近な場所で支援を受けられるよう、学習支援会場の設置を促進する。

④ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携した当事者への直接支援を行う。

⑤ 中高年の者に適したひきこもり支援の充実

市町村において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

⑥ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）について、ひきこもり状態にある者やその家族への周知を図る。

（参考）令和元年度補正予算（案）

○ 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 12億円

働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

○ 市町村におけるひきこもりサポート事業の強化 5億円

市町村等におけるひきこもり支援を強化するため、ひきこもり支援施策の前提となる調査研究に要する経費や広報経費について補助を行う。

（２）生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【一部新規】

1. 2億円（1. 2億円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

（３）農業分野等との連携強化【新規】

1億円

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

【参考】厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（抄）

Ⅱ．就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

3．対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

【社会参加実現に向けたプログラム】

（８）支援が必要なすべての方に支援を届ける体制の強化【新規・拡充】

「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行う。

より身近な場所で相談を着実に受け止め適切な支援ができるよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（市域に設置）を入口とする相談支援体制を構築するとともに、それをひきこもり地域支援センター（県域に設置）がより強固にバックアップする。

社会参加の場の充実として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業について、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を明確化するとともに、多様な形態での広域実施の推進を図るなど全対象自治体での実施を促進する。また、「ひきこもりサポート事業」の充実を図り、幅広い年齢層を対象とする居場所づくりを推進する。

（９）地域共生社会の実現【新規・拡充】

8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるように、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。

更に、「断らない」相談支援体制の整備や地域における伴走体制の確保など、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築のための方策を検討するとともに、居場所を含む多様な地域活動の促進を図る。

3. 自殺総合対策の更なる推進

(1) 地域自殺対策強化交付金【一部新規】 26億円（26億円）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、自殺リスクの高い者に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制を構築する。

(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 7億円（5億円）

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究や地域の自殺対策への取組支援等のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

4. 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】 8億円（3.5億円）

成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。

また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。

(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域支援事業交付金1,972億円（1,941億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域生活支援事業費等補助金505億円（495億円）の内数＜障害保健福祉部にて計上＞

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1. 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆8, 219億円（2兆8, 508億円）
生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- (2) 保護施設事務費負担金 301億円（297億円）
保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進

160億円（151億円）

- (1) 生活保護の適正実施
生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。
- (2) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施【新規】
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が令和3年1月から必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を確保する。
- (3) 日常生活支援住居施設への委託事務費【新規】
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設することとし、支援の実施に必要な経費を負担する。
- (4) 居宅生活移行支援の推進【新規】
一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制の構築を図る。

(参考) 令和元年度補正予算(案)

- 生活保護業務関係システムの改修 5億円
生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、日常生活支援住居施設創設に伴う機能追加など生活保護業務関係システムの改修費を補助する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

19.4億円（19.7億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護分野への元気高齢者等の参入促進セミナーの実施、介護職員に対する悩み相談窓口の設置、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上【新規】 6億円

リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制によるチームケアの実践を推進し、介護人材の参入環境の整備と定着促進を図る。

(3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 7億円（7億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

(4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4億円（5億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】 11億円（9億円）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

① 介護の技能水準を評価するための試験等の実施

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する。

② 外国人介護人材の受入を促進するためのPRの実施

介護分野における特定技能1号外国人等として日本の介護現場で就労を希望する人材を確保するため、現地説明会等により日本の介護をPRするための取組を実施する。

③ 介護技能向上のための研修等の実施

地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成や外国人を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象とした研修を実施する。

④ 介護の日本語学習環境の整備

WEB コンテンツの開発・運用、介護の日本語テキストの作成・配布等により、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を行う。

⑤ 介護に関する相談支援等の実施

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護業務の悩み等に関する相談支援や巡回訪問等を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 1 億円（1 億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援

(ア) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施 1. 3 億円（1. 3 億円）

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施する。

(参考) 令和元年度補正予算(案)

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 5. 2 億円

介護人材確保をさらに進めるため、介護福祉士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資を補助する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 1 2 億円（1 2 億円）

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

(2) 小規模社会福祉法人の事務処理体制の強化【新規】

7 百万円

日常発生する会計処理の適正化、各小規模社会福祉法人間の交流、情報交換を促進するための研修を開催することにより、小規模社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制の強化を図る。

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

274 億円（276 億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(4) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

① 貸付枠の確保

資金交付額	2, 825 億円
〔福祉貸付	1, 789 億円〕
〔医療貸付	1, 036 億円〕

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

(ア) 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・ 貸付利率の引き下げ

(イ) 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設

- ・ 貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、一般社団・財団法人及び特定非営利活動法人とする。

(ウ) 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・ 償還期間（据置期間）の延伸
- ・ 融資率の引き上げ

(5) 隣保館の耐震化整備等の推進

15 億円（15 億円）

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行うことにより、防災・減災対策を推進する。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 155億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（11億円）

平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号等大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

2億円（2億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】 1億円（0.4億円）

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な要配慮者に対し、避難所等での避難生活における生活機能の低下などの二次被害を防止するため、災害派遣福祉チームの組成や保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討等、平時から支援体制の整備を推進する。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進【一部新規】

3億円（0.4億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。